

町野川・柳田河川漁業協同組合（内共23号） 町野川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

漁具漁法	規模
投網	網目2.8cm以上
流し網	網目2.8cm以上・・網全長5.5以下・網丈90cm以下、1人1統
たも網・ごり押し (地方名：ぶったい)	たも網直径30cm以内、ごり押し縦30cm横35cm長さ50cm以内

町野川においては、遊漁期間で規定するあゆについての公表の日から7日間は、手釣り又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない

(2) 遊漁期間

魚種	漁具漁法	期間
あゆ	竿釣	6月16日から10月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	投網又は流し網	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
かじか	たも網又はごり押し (地方名：ぶったい)	6月1日から2月末日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

(3) 全長の制限

魚種	全長
かじか	5センチメートル

公表は、組合及び組合が委託する釣政釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表する。

(3) 禁止区域及び期間

漁具漁法	魚種	区域	期間
投網、流し網	あゆ	町野町鈴屋川の内共第23号区域	通年
		能登町石井寺地橋から上流の内共第23号区域	11月1日から翌年8月31日まで
たも網、ごり押し (地方名：ぶったい)	かじか	町野川、鈴屋川の内共第23号区域	3月1日から5月31日以降組合が定めて公表する日まで

公表は、組合及び組合が委託する釣政釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表する。

町野川・柳田河川漁業協同組合（内共23号） 町野川

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる二分の一に相当額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、400円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	遊漁料
あゆ	手釣・竿釣（毛鉤）	1日1,000円、1年3,000円
	手釣・竿釣（友釣）	1日1,500円、1年6,000円
	投網・流し網	1年15,000円
かじか	たも網・ごり押し （地方名：ぶったい）	1日1,000円、1年10,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 柳田河川漁業協同組合事務所
- (2) 釣政釣具店（輪島市曾々木大川町）